

財務省副大臣  
櫻井 充 様

2011年7月3日  
日本弁護士被害者連絡会  
会長 市井信彦



「法曹の養成に関するフォーラム」の開催にあたり、国民の視点に立った審議を求める要望書

江田法務大臣が第1回のフォーラムで「司法は社会の重要インフラだが、司法制度を担う法曹は決して特権的な存在ではない」旨おっしゃったと承知しており、この点は今後フォーラムでご議論いただく際の前提として大変重要であると考えます。

司法制度改革審議会意見書の発表から10年が経過し、法曹や法曹養成制度の現状が、司法の利用者であり、それを支える納税者でもある国民の支持と理解を得られる姿となっているのかどうか、なっていない点があるとすれば今後どう改めていくべきなのか。このフォーラムにおいては、法曹三者や法科大学院関係者の狭い利害関係ではなく、国民目線でしっかりとした議論がなされることを期待しています。私は弁護過誤等の被害者の集まりの代表をしており、司法の利用者の一人として、以下、意見を申し上げたいと思います。

#### 1. 法曹の在り方

まず、現在の法曹が司法の利用者である国民の支持が得られる姿となっているのかどうかです。法曹養成や法曹人口の問題を考えるに当たっても、法曹の質の確保が重要な論点となりますが、司法制度改革が行われたにもかかわらず、国民＝利用者は弁護士の質に不満を持っており、弁護士会への懲戒請求・消費者庁への苦情は増える一方です。6月26日にも弁護過誤等の被害者の集まりを行ったところ、50人を超える被害者が集まりました。被害者の多くは弁護士の非行に対して弁護士会に懲戒請求をしたものの、95%は棄却されています（昨年は1800件超の申立てに対し処分は80件止まり）。ただし、現段階で懲戒処分を受けているのは、若手の新試験合格組などではなく、給費制で育成された旧試験合格者がほとんどであり、中には単位弁護士会の元会長が何人も含まれています。

懲戒請求・懲戒処分増の原因をクレームの増加などに帰する向きもありますが、弁護士合格時期を問わず、弁護士の倫理向上のための取組み強化や預かり金等の分別管理等の制度的な防止策の検討を行うことこそが必要です。また、諸外国でも司法試験で「法曹倫理」のテストがあると聞いております。検察の不祥事もありましたし、弁護士の不祥事は更に日常茶飯事ですので、ぜひ日本でも行うべきです。

また、弁護士会の懲戒制度そのものに目を向けると、綱紀審査会は法曹以外の有識者で構成されているものの、その前段階の単位弁護士会や日弁連の綱紀委員会・懲戒委員会は弁護士が過半を占め、それ以外も裁判官・検事といった法曹関係者が大半を占めています。司法制度改革ではその上に新たに日本弁護士連合会内に綱紀審査会を設けるといった対応にとどまり、その際に約束した懲戒処分のホームページ上での公表も行われていません。現在も懲戒処分については、審査が遅い・処分が甘い、情報公開が不十分、申立者への対応が悪いといった司法制度の利用者である国民の不満は強まる一方です。

こうした問題に抜本的に対処するためには、弁護士に関する苦情対応や懲戒処分は弁護士会内部で完結させず、英国のように弁護士が費用を負担して運営される第三者機関で監督したり自ら処分したりする仕組みを設けるべきです。現に法務省の法務局で懲戒処分を行っている司法書士については、同じ事案でも弁護士会による弁護士の処分より厳正な処分が行われていると聞きます。また、弁護士による預かり金着服等明らかに弁護士に責任がある事案については、第三者機関か弁護士会がまず賠償する仕組みを作ることが被害者救済のために必要です。こういった取り組みを行ってこそ、弁護士の質が確保され、国民が安心して弁護士に仕事を依頼しやすくなり、これまで10年間、過払い金関係以外は増えていない法的需要が発掘されることも期待できるというものではないでしょうか。

## 2. 法曹養成制度の在り方

次に、現在の法曹養成制度が納税者である国民の理解を得られるものかどうかです。司法制度改革では、法科大学院や法テラスなどお金がかかる改革がいろいろと行われ、そうした中で、司法修習生に対する給費制については、公務員でなく公務に従事しない弁護士に国が給与を支給しているという点で、国内をみても海外を眺めても極めて異例の制度であることから廃止と決まったと聞いております。

弁護士会は弁護士の人権擁護や社会正義を実現する使命や公共性を理由に給費制を維持するように活発に運動していますが、上記のような弁護士の現状に鑑みれば、司法修習生への給費制の維持が国民の理解を得られるものかは大いに疑問です。大新聞の社説で給費維持に賛成だったところは一つもありません。弁護士会の懲戒制度を外部化するなど上記の提言を全て実行し、懲戒処分を受けた弁護士は皆給費を直ちに返還することとするならともかく、今のままでは、とても給費制維持に賛同できません。増して、東日本大震災による未曾有の国難の中、被災地の復旧・復興に巨額の資金が必要となり、大增税かと言われている状況で、大震災も利用して弁護士の公共性を喧伝してまで給費制を維持しようとする運動の姿勢は全く理解に苦しみます。

生活に大変有利な法曹資格を得るための研修期間である司法修習について、本来は生活費の貸与制も不要であり、更に授業料もとつてもよいはずのところですが、どうしても生活費が必要とおっしゃるならば貸与制を導入してもよいと思いますが、その際には貸与条件として重い懲戒処分を受けた法曹三者からは直ちに返済を求める仕組みを設けてはどうでしょうか。修習専念義務や兼業禁止を理由に給費制を維持しろとも弁護士会は言っていますが、学業専念義務は大学生にもあります。仮に大学でアルバイト禁止なら授業料どころか生活費まで国が出すべきだとでもいうのでしょうか。修習専念義務をなくしたりゆるめたりすればよいだけの話です。法曹は決して特権的存在ではなく、これ以上の優遇は不公平です。学生支援機構の奨学金ですら生活保護受給者や低所得者に猶予はあっても免除はされていないそうですので、法曹への貸与制で一般の苦学生よりも更に優遇することには、国民の理解は到底得られません。国にお金に余裕ができれば、まず一般の苦学生から奨学金返済を免除するのが先です。

以上、いろいろと申し上げましたが、フォーラムの各委員のみなさまが一部団体の声に惑わされず、一般国民の視点に立って、しっかりとご議論いただくことを切に願っております。